

内閣参質一五一第二八号

平成十三年七月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員福島瑞穂君提出被収容者の増加と刑務官等の労働条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出被収容者の増加と刑務官等の労働条件に関する質問に対する答弁書

一について

全国の刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下、これらを合わせて「行刑施設」という。）における平成八年度から平成十二年度までの五年間の職員定員の推移は、別表一のとおりである。

二について

全国の行刑施設における平成八年から平成十二年までの五年間の未決被収容者及び既決被収容者別の一日平均収容人員及びそれぞれの内訳は、別表二のとおりである。

三について

全国の行刑施設における刑務官及び法務教官並びに全国の少年院における法務教官の平成十年度から平成十二年度までの三年間の一人当たりの平均休日出勤日数及び平均年次休暇取得日数は、別表三のとおりである。

四について

行刑施設においては、警備用機器の導入、自動車運転業務や施設間の給食品配達業務等の民間委託の推

進などにより、限られた数の職員を効率的に配置するよう努めているところであるが、今後とも、被収容者の収容を確保し、適正な処遇を実施するため、要員の確保を図ってまいりたい。

#### 五について

全国の行刑施設における刑務官及び法務教官並びに全国の少年院における法務教官の平成十年度から平成十二年度までの三年間の単身赴任者数は、別表四のとおりである。

職員の人事異動については、業務運営上の必要性並びに本人の適性、希望及び家庭の事情等を総合的に勘案して実施しているところであり、今後とも、これらの点に配慮して適正な人事異動を実施してまいりたい。

#### 六について

行刑施設について、平成十三年六月一日現在における各施設ごとの収容定員、被収容者数及び収容定員に対する収容率は、別表五のとおりである。

#### 七について

多数の行刑施設が収容定員を超えて被収容者を収容している状況にあるが、この過剰収容の状況に対処

するため、栃木刑務所、千葉刑務所、大阪刑務所等の行刑施設について新たに収容棟を増築中であるほか、各行刑施設において、収容棟内にある集会室等を一時的に改造して監房数の増加に努めるなどする一方、食糧費や被服費等の被収容者の基本的生活関連経費の確保に努めており、職員についても、具体的な増員計画があるわけではないが、要員の確保を図ってまいりたい。

#### 八について

行刑施設における職員の定員については、個々の施設における被収容者の人員、既決・未決の別、国籍、刑期の長短、犯罪傾向の進捗等のほか、施設の立地条件、建物の配置状況・構造等、各施設の実情を総合的にしん酌した上で、必要な数を決定しており、刑務官一人当たりの被収容者数を算定根拠としているものではない。

#### 九について

平成八年から平成十二年までの五年間の法務大臣に対する情願の件数の推移は、別表六のとおりである。

法務大臣に対する情願がこの数年増加している原因は、必ずしも明らかではないが、収容人員の増加が

その一因となっているものと考えている。

一〇について

お尋ねの各被収容者についての措置としては、外国人被収容者については、種々の処遇場面における職員との意思の疎通を図るため、職員の語学力の向上、通訳人の確保等に努めており、高齢被収容者については、その身体状況に対応した施設の整備、必要な医療の充実等に努めており、女性の被収容者については、被収容者数の急増に対応するため、収容棟の増設、必要な女性職員の確保等に努めているところであり、今後とも、これらの施策の充実を図る必要があると考えている。

一一について

行刑施設の職員による夜間の巡回視察については、現在、法務省において、保安事故発生のおそれがないと考えられる者等に対する巡回視察の間隔を伸長することができるか否かを含め、その在り方について検討しているところである。

一二について

未決被収容者が発受する信書については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十九条第

二項、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第五十条及び監獄法施行規則（明治四十一年司法省令第十八号。以下「規則」という。）第三百三十条により、行刑施設の長がこれを検閲することとされており、未決被収容者と刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士又は弁護士となろうとする者との間の信書の発受であっても、未決勾留の目的達成のため、必要な範囲で内容を検査することができると考えている。

### 一三について

被収容者の接見については、監獄法第五十条及び規則第二百二十七条第一項により、刑事被告人と弁護士との接見の場合を除き、監獄官吏が立ち会うこととされているところ、同条第三項並びに行刑累進処遇令（昭和八年司法省令第三十五号）第六十五条及び第六十六条により、所長が受刑者につき教化上その他必要があると認めた場合及び第二級以上の受刑者の場合には、それぞれ立会いを省略することができるとされている。このような場合以外の場合において、接見の立会いを省略するなどすると、行刑施設の規律及び秩序を害する行為や逃走等収容目的を阻害する行為を防止することが困難となるおそれがあるほか、接見を通じて観察了解される事情を当該被収容者に対して適切な処遇を実施するための資料とするこ

とができなくなるという問題があると考えている。

また、信書の発受に際し簡略な検査にとどめるなどした場合にも、接見について述べたところと同様の問題があると考えている。

別表一

| 年<br>度 | 刑<br>務<br>所(人) | 少年刑務所(人) | 拘<br>置<br>所(人) |
|--------|----------------|----------|----------------|
| 平成八年度  | 一三、四四七         | 一、五四〇    | 二、〇六八          |
| 平成九年度  | 一三、四三九         | 一、五五二    | 二、〇七六          |
| 平成十年度  | 一三、四二九         | 一、五六五    | 二、〇八一          |
| 平成十一年度 | 一三、四〇八         | 一、五七一    | 二、〇九八          |
| 平成十二年度 | 一三、三八八         | 一、五七〇    | 二、〇九七          |

(注) 職員定員は、各年度末における本支所の職員定員の総数である。



別表二

一 未決被收容者の一日平均收容人員及びその内訳

| 年     | 未決被收容者（人） | 未決被收容者の内訳（人） |     |           |           |
|-------|-----------|--------------|-----|-----------|-----------|
|       |           | 被告人          | 被疑者 | 引致状による留置者 | 観護措置の仮收容者 |
| 平成八年  | 八、六四二     | 八、五〇三        | 一三五 | 二         | 二         |
| 平成九年  | 八、八六三     | 八、七二三        | 一四六 | 二         | 二         |
| 平成十年  | 九、〇六四     | 八、九二八        | 一三二 | 二         | 二         |
| 平成十一年 | 九、四七四     | 九、三三九        | 一三一 | 二         | 二         |
| 平成十二年 | 一〇、六四四    | 一〇、五二五       | 一二二 | 三         | 四         |

（注）一 未決被收容者の人員は、未決被收容者の内訳欄に記載した各区分ごとの一日平均收容人員を合計した数を表記した。

二 人員は、小数点第一位以下を四捨五入した。

二 既決被收容者の一日平均收容人員及びその内訳

| 年     | 既決被收容者（人） | 既決被收容者の内訳（人） |        |       |      |
|-------|-----------|--------------|--------|-------|------|
|       |           | 受刑者          | 労役場留置者 | 死刑確定者 | 被監置者 |
| 平成八年  | 三九、七五二    | 三九、五三二       | 一七七    | 五三    | 〇    |
| 平成九年  | 四一、二二七    | 四〇、九七七       | 一九八    | 五二    | 〇    |
| 平成十年  | 四二、九二二    | 四二、六一一       | 二五九    | 五一    | 〇    |
| 平成十一年 | 四四、四七三    | 四四、一一〇       | 三二〇    | 五三    | 〇    |
| 平成十二年 | 四八、一〇三    | 四七、六八四       | 三六六    | 五三    | 〇    |

（注）一 既決被收容者の人員は、既決被收容者の内訳欄に記載した各区分ごとの一日平均收容人員を合計した数を表記した。

二 人員は、小数点第一位以下を四捨五入した。

別表三

| 年<br>度 | 刑 務 官       |               | 法 務 教 官     |               |
|--------|-------------|---------------|-------------|---------------|
|        | 平均休日出勤日数(日) | 平均年次休暇取得日数(日) | 平均休日出勤日数(日) | 平均年次休暇取得日数(日) |
| 平成十年度  | 九・四         | 六・八           | 七・六         | 九・八           |
| 平成十一年度 | 九・三         | 六・二           | 七・七         | 九・三           |
| 平成十二年度 | 九・二         | 五・七           | 七・九         | 八・七           |

(注) 一 休日とは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条及び第七条に規定する週休日並びに同法第十四条に規定する休日という。

二 平均休日出勤日数及び平均年次休暇取得日数は、小数点第二位以下を四捨五入した。

別表四

| 年<br>度 | 刑<br>務<br>官（人） | 法<br>務<br>教<br>官（人） |        |        |
|--------|----------------|---------------------|--------|--------|
|        |                | 初等科卒業者              | 中等科卒業者 | 高等科卒業者 |
| 平成十年度  | 七二八            | 一六                  | 六七     | 七六     |
| 平成十一年度 | 八四三            | 一六                  | 八一     | 八三     |
| 平成十一年度 | 八九五            | 一五                  | 八一     | 九三     |

（注） 平成九年四月一日に矯正研修規則（平成九年法務省矯総訓第八百三三号法務大臣訓令）が改正され、

初等科は基礎科に、中等科は応用科にそれぞれ改編されたことから、初等科には基礎科、中等科には  
応用科を卒業した者が含まれている。

別表五

| 施設名     | 収容定員(人) | 被収容者数(人) | 収容定員に対する収容率(%) |
|---------|---------|----------|----------------|
| 札幌刑務所   | 一、〇一五   | 一、一〇〇    | 一〇八・四          |
| 札幌刑務支所  | 二五〇     | 二五六      | 一〇二・四          |
| 札幌拘置支所  | 三三二     | 二八七      | 八九・一           |
| 小樽拘置支所  | 七二      | 一二       | 一六・七           |
| 室蘭拘置支所  | 五二      | 一八       | 三四・六           |
| 旭川刑務所   | 三七二     | 三四四      | 九二・七           |
| 名寄拘置支所  | 二二      | 五        | 二二・七           |
| 釧路刑務所   | 三二一     | 三三〇      | 一〇二・八          |
| 帯広刑務所   | 四三二     | 四四五      | 一〇三・〇          |
| 網走刑務所   | 七三五     | 七五六      | 一〇二・九          |
| 月形刑務所   | 六〇〇     | 五八二      | 九七・〇           |
| 岩見沢拘置支所 | 六五      | 二〇       | 三〇・八           |

|         |     |     |       |
|---------|-----|-----|-------|
| 函館少年刑務所 | 八〇一 | 八〇九 | 一〇一・〇 |
| 青森刑務所   | 五〇〇 | 五一六 | 一〇三・二 |
| 柳町拘置支所  | 四六  | 二九  | 六三・〇  |
| 弘前拘置支所  | 五〇  | 二四  | 四八・〇  |
| 八戸拘置支所  | 六五  | 二〇  | 三〇・八  |
| 宮城刑務所   | 九〇二 | 九四四 | 一〇四・七 |
| 仙台拘置支所  | 一九〇 | 一六六 | 八七・四  |
| 古川拘置支所  | 四〇  | 二三  | 五五・〇  |
| 石巻拘置支所  | 二八  | 七   | 二五・〇  |
| 秋田刑務所   | 四七七 | 三五七 | 七四・八  |
| 横手拘置支所  | 三〇  | 二   | 六・七   |
| 大館拘置支所  | 二五  | 七   | 二八・〇  |
| 大曲拘置支所  | 二一  | 三   | 一四・三  |
| 山形刑務所   | 六〇五 | 六六二 | 一〇九・四 |

|          |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|
| 米沢拘置支所   | 三〇    | 七     | 二三・三  |
| 鶴岡拘置支所   | 二〇    | 一四    | 七〇・〇  |
| 酒田拘置支所   | 二〇    | 一一    | 五五・〇  |
| 福島刑務所    | 五八五   | 五九八   | 一〇二・二 |
| 会津若松拘置支所 | 五〇    | 一八    | 三六・〇  |
| 郡山拘置支所   | 五〇    | 一九    | 三八・〇  |
| いわき拘置支所  | 六〇    | 三八    | 六三・三  |
| 白河拘置支所   | 四五    | 一一    | 二四・四  |
| 盛岡少年刑務所  | 四六八   | 四三三   | 九〇・二  |
| 一関拘置支所   | 一六    | 九     | 五六・三  |
| 栃木刑務所    | 四四八   | 五三六   | 一一九・六 |
| 黒羽刑務所    | 一、五七六 | 一、六三八 | 一〇三・九 |
| 宇都宮拘置支所  | 一五一   | 一三九   | 九二・一  |
| 足利拘置支所   | 五五    | 三五    | 六三・六  |

|          |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|
| 大田原拘置支所  | 四五    | 二七    | 六〇・〇  |
| 前橋刑務所    | 七一六   | 七五三   | 一〇五・二 |
| 高崎拘置支所   | 五〇    | 二七    | 五四・〇  |
| 太田拘置支所   | 七〇    | 二二    | 三〇・〇  |
| 千葉刑務所    | 九二四   | 九七九   | 一〇六・〇 |
| 木更津拘置支所  | 五〇    | 四一    | 八二・〇  |
| 松戸拘置支所   | 一六三   | 一三一   | 八〇・四  |
| 八日市場拘置支所 | 五八    | 四一    | 七〇・七  |
| 市原刑務所    | 四六三   | 三三六   | 七二・六  |
| 八王子医療刑務所 | 四三三   | 二八三   | 六五・四  |
| 府中刑務所    | 二、五九八 | 二、七一八 | 一〇四・六 |
| 八王子拘置支所  | 一五〇   | 一三九   | 九二・七  |
| 横浜刑務所    | 一、二〇〇 | 一、二六一 | 一〇五・一 |
| 横浜拘置支所   | 五七九   | 五八六   | 一〇一・二 |



|         |     |     |       |
|---------|-----|-----|-------|
| 小田原拘置支所 | 一六〇 | 八六  | 五三・八  |
| 相模原拘置支所 | 一〇〇 | 六一  | 六一・〇  |
| 横須賀刑務所  | 二二七 | 二〇九 | 九二・一  |
| 新潟刑務所   | 八七七 | 八三五 | 九五・二  |
| 長岡拘置支所  | 二五  | 一八  | 七二・〇  |
| 上越拘置支所  | 三五  | 一〇  | 二八・六  |
| 佐渡拘置支所  | 一〇  | 一   | 一〇・〇  |
| 甲府刑務所   | 六〇〇 | 六三三 | 一〇五・五 |
| 長野刑務所   | 六一〇 | 六二三 | 一〇〇・五 |
| 長野拘置支所  | 六〇  | 三五  | 五八・三  |
| 上田拘置支所  | 二四  | 一九  | 七九・二  |
| 静岡刑務所   | 九二五 | 九五七 | 一〇三・五 |
| 浜松拘置支所  | 一三六 | 一二一 | 八九・〇  |
| 沼津拘置支所  | 一二三 | 一二五 | 一〇一・六 |

|          |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|
| 水戸少年刑務所  | 五〇〇   | 五二一   | 一〇四・二 |
| 水戸拘置支所   | 一九二   | 一一五   | 五九・九  |
| 土浦拘置支所   | 七一    | 五〇    | 七〇・四  |
| 下妻拘置支所   | 五八    | 四四    | 七五・九  |
| 川越少年刑務所  | 一、三七一 | 一、三九九 | 一〇二・〇 |
| 熊谷拘置支所   | 二七    | 二八    | 一〇三・七 |
| さいたま拘置支所 | 三五三   | 三八一   | 一〇七・九 |
| 松本少年刑務所  | 四〇五   | 三八四   | 九四・八  |
| 飯田拘置支所   | 一五    | 一二    | 八〇・〇  |
| 上諏訪拘置支所  | 三〇    | 一九    | 六三・三  |
| 東京拘置所    | 二、一六三 | 二、二二八 | 一〇二・五 |
| 富山刑務所    | 五〇五   | 五〇一   | 九九・二  |
| 高岡拘置支所   | 四〇    | 二五    | 六二・五  |
| 金沢刑務所    | 五九八   | 六一四   | 一〇二・七 |

|         |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|
| 七尾拘置支所  | 一五    | 四     | 二六・七  |
| 福井刑務所   | 三四七   | 三七八   | 一〇八・九 |
| 岐阜刑務所   | 七〇五   | 六八六   | 九七・三  |
| 岐阜拘置支所  | 一五二   | 一二四   | 八一・六  |
| 高山拘置支所  | 三〇    | 七     | 二三・三  |
| 御嵩拘置支所  | 二五    | 一二    | 四八・〇  |
| 笠松刑務所   | 三八八   | 四八五   | 一二五・〇 |
| 岡崎医療刑務所 | 二六五   | 二二九   | 八六・四  |
| 名古屋刑務所  | 一、九二四 | 一、九四一 | 一〇〇・九 |
| 豊橋刑務支所  | 三五〇   | 三〇一   | 八六・〇  |
| 岡崎拘置支所  | 一〇七   | 九八    | 九一・六  |
| 三重刑務所   | 七〇二   | 七四三   | 一〇五・八 |
| 四日市拘置支所 | 六〇    | 三八    | 六三・三  |
| 伊勢拘置支所  | 三〇    | 五     | 一六・七  |

|         |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|
| 名古屋拘置所  | 六九六   | 六八七   | 九八・七  |
| 一宮拘置支所  | 六〇    | 三六    | 六〇・〇  |
| 半田拘置支所  | 四〇    | 二三    | 五七・五  |
| 滋賀刑務所   | 六一五   | 七二七   | 一一八・二 |
| 彦根拘置支所  | 三七    | 二六    | 七〇・三  |
| 京都刑務所   | 一、四七七 | 一、五三五 | 一〇三・九 |
| 舞鶴拘置支所  | 三九    | 二八    | 七一・八  |
| 大阪刑務所   | 二、〇〇〇 | 二、一四六 | 一〇七・三 |
| 堺拘置支所   | 一二七   | 九九    | 八四・六  |
| 岸和田拘置支所 | 五四    | 四五    | 八三・三  |
| 大阪医療刑務所 | 二四〇   | 一四六   | 六〇・八  |
| 神戸刑務所   | 一、八〇〇 | 一、八四八 | 一〇二・七 |
| 洲本拘置支所  | 二六    | 九     | 三四・六  |
| 豊岡拘置支所  | 二〇    | 一〇    | 五〇・〇  |

|         |        |       |       |
|---------|--------|-------|-------|
| 加古川刑務所  | 五六六    | 六二三   | 一一〇・一 |
| 和歌山刑務所  | 五〇〇    | 五九〇   | 一一八・〇 |
| 丸の内拘置支所 | 一六〇    | 一一八   | 七三・八  |
| 田辺拘置支所  | 六〇     | 二一    | 三五・〇  |
| 新宮拘置支所  | 一五     | 七     | 四六・七  |
| 姫路少年刑務所 | 三六四    | 三六四   | 一〇〇・〇 |
| 姫路拘置支所  | 一九一    | 一三八   | 七二・三  |
| 奈良少年刑務所 | 七〇二    | 七一五   | 一〇一・九 |
| 葛城拘置支所  | 七〇     | 四〇    | 五七・一  |
| 京都拘置所   | 四四四    | 四四四   | 一〇〇・〇 |
| 大阪拘置所   | 一一、〇三二 | 二、〇七四 | 一〇二・一 |
| 神戸拘置所   | 四九三    | 四九五   | 一〇〇・四 |
| 尼崎拘置支所  | 一四九    | 一三一   | 八七・九  |
| 鳥取刑務所   | 四六五    | 四八八   | 一〇四・九 |

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 米子拘置支所 | 五〇    | 二八    | 五六・〇  |
| 松江刑務所  | 四五二   | 四七二   | 一〇四・四 |
| 浜田拘置支所 | 二五    | 一五    | 六〇・〇  |
| 岡山刑務所  | 七三三   | 七五一   | 一〇二・五 |
| 津山拘置支所 | 三八    | 一六    | 四二・一  |
| 広島刑務所  | 一、〇六二 | 一、〇七八 | 一〇一・五 |
| 尾道刑務支所 | 三五〇   | 三〇一   | 八六・〇  |
| 呉拘置支所  | 七〇    | 二五    | 三五・七  |
| 竹原拘置支所 | 二五    | 六     | 二四・〇  |
| 福山拘置支所 | 七〇    | 四四    | 六二・九  |
| 三次拘置支所 | 二一    | 五     | 二三・八  |
| 山口刑務所  | 五四七   | 六〇七   | 一一一・〇 |
| 下関拘置支所 | 八〇    | 五一    | 六三・八  |
| 宇部拘置支所 | 三五    | 一九    | 五四・三  |

|         |     |  |     |       |
|---------|-----|--|-----|-------|
| 萩拘置支所   | 二五  |  | 六   | 二四・〇  |
| 徳山拘置支所  | 三九  |  | 一六  | 四一・〇  |
| 岩国刑務所   | 三五五 |  | 三七七 | 一〇六・二 |
| 広島拘置所   | 三九二 |  | 三二二 | 七九・六  |
| 徳島刑務所   | 八二三 |  | 七七二 | 九三・八  |
| 高松刑務所   | 八四四 |  | 九一七 | 一〇八・六 |
| 丸亀拘置支所  | 五八  |  | 三一  | 五三・四  |
| 松山刑務所   | 六九四 |  | 七四七 | 一〇七・六 |
| 西条刑務支所  | 六〇  |  | 五三  | 八八・三  |
| 今治拘置支所  | 四〇  |  | 一二  | 三〇・〇  |
| 宇和島拘置支所 | 四五  |  | 一〇  | 一二・二  |
| 大洲拘置支所  | 一五  |  | 八   | 五三・三  |
| 高知刑務所   | 四九二 |  | 五〇六 | 一〇二・八 |
| 中村拘置支所  | 二〇  |  | 九   | 四五・〇  |

|          |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|
| 北九州医療刑務所 | 三〇〇   | 二八〇   | 九三・三  |
| 福岡刑務所    | 一、五五二 | 一、六六七 | 一〇七・四 |
| 大牟田拘置支所  | 四〇    | 一五    | 三七・五  |
| 久留米拘置支所  | 七九    | 五〇    | 六三・三  |
| 飯塚拘置支所   | 七〇    | 四一    | 五八・六  |
| 出川拘置支所   | 四〇    | 一四    | 三五・〇  |
| 巖原拘置支所   | 二一    | 一     | 四・八   |
| 麓刑務所     | 一九八   | 二五四   | 一二八・三 |
| 佐世保刑務所   | 五〇八   | 四四六   | 八七・八  |
| 長崎刑務所    | 七二二   | 六九八   | 九八・〇  |
| 長崎拘置支所   | 八七    | 七一    | 八一・六  |
| 島原拘置支所   | 一五    | 七     | 四六・七  |
| 福江拘置支所   | 一〇    | 二     | 二〇・〇  |
| 熊本刑務所    | 六一六   | 五八一   | 九四・三  |



|         |     |       |       |
|---------|-----|-------|-------|
| 京町拘置支所  | 一八〇 | 一二五   | 六三・九  |
| 八代拘置支所  | 六四  | 一三    | 二〇・三  |
| 天草拘置支所  | 二〇  | 三     | 一五・〇  |
| 大分刑務所   | 九九三 | 一、〇二九 | 一〇二・六 |
| 中津拘置支所  | 三〇  | 一八    | 六〇・〇  |
| 宮崎刑務所   | 四五四 | 四八六   | 一〇七・〇 |
| 都城拘置支所  | 三一  | 一六    | 五一・六  |
| 延岡拘置支所  | 四四  | 二九    | 六五・九  |
| 鹿児島刑務所  | 四九八 | 四九三   | 九九・〇  |
| 鹿児島拘置支所 | 一九九 | 一〇五   | 五二・八  |
| 大島拘置支所  | 二二  | 一一    | 五〇・〇  |
| 沖縄刑務所   | 三一九 | 三三九   | 一〇六・三 |
| 八重山刑務支所 | 一六  | 六     | 三七・五  |
| 那覇拘置支所  | 二三七 | 一九〇   | 八〇・二  |

|         |        |        |       |
|---------|--------|--------|-------|
| 宮古拘置支所  | 一五     | 六      | 四〇・〇  |
| 佐賀少年刑務所 | 六〇〇    | 六三二    | 一〇三・七 |
| 福岡拘置所   | 六〇〇    | 六三三    | 一〇三・八 |
| 小倉拘置支所  | 四五五    | 三〇五    | 六七・〇  |
| 合 計     | 六四、三六七 | 六二、九七九 | 九七・八  |

(注) 収容定員に対する収容率は、小数点第二位以下を四捨五入した。

別表六

| 年     | 件<br>数(件) |
|-------|-----------|
| 平成八年  | 一、一〇〇     |
| 平成九年  | 一、三六六     |
| 平成十年  | 一、四〇四     |
| 平成十一年 | 一、五二六     |
| 平成十二年 | 二、三八二     |